

産業廃棄物の処理委託基準 ～広域認定制度とは～

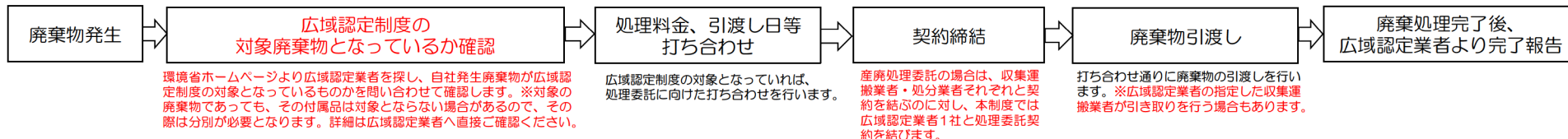
今から、産廃処理業者を選定する際の選択肢として、産廃処理業許可業者以外に委託をできる者について解説していきます。本号では、その中の1つである広域認定制度についてご紹介していきます。

広域認定制度ってどんな制度？

制度の概要

製造業者等が自社製品が廃棄物となったものの処理を日本全国で一括して行うことで、その製品が廃棄物となったものの減量・適正な処理が確保されることを目的に制定されました。その廃棄物となった製品に詳しい製造業者等が廃棄処理を担うことにより高度な再生処理が期待できることなど、製造業者等以外にはない適正処理のためのメリットが得られる場合が対象になります。産廃処理業は、都道府県(および市)ごとに許可を取得しなければならないのに対し、広域認定制度では環境大臣の認定を受けると自社製品が廃棄物になったものについて日本全国で広域的に処理を行うことができます。マニフェスト交付が不要、排出場所が複数県にまたがる場合も契約は1件で済む等、通常の産廃処理委託の流れと異なる部分などをご紹介しますので、産廃処理業者選定の際の参考にさせていただければ幸いです。

下記のように基本的には通常の産廃処理委託と同様ですが、赤字部分が大きく異なります。



対象となる廃棄物

広域認定を受けた製造業者等の製品
例) パソコン、建物部材、自転車、消火器
※対象廃棄物の詳細、広域認定業者については環境省ホームページ内で「産業廃棄物広域認定制度の認定状況」と検索してください

広域認定業者に委託するメリット

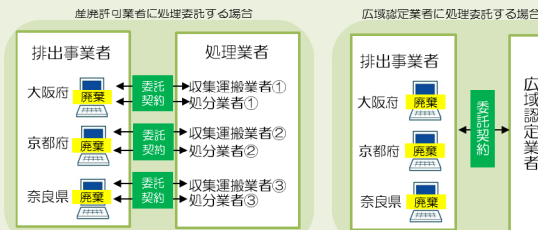
①手間が省ける

排出事業者によるマニフェスト交付が不要

通常、産廃処理委託をする際、排出事業者はマニフェストを発行しなければなりません。広域認定業者に委託する場合はマニフェスト発行義務が免除されます。(廃棄物処理法施行規則第8条の19) そのため、毎年の管理票交付等状況報告書の提出も基本的には不要とされます。*行政によっては報告書提出を求めているところもあるので、管轄自治体にお問い合わせください。報告書提出が必要な場合は、委託量等を帳簿をつけるなどしなければなりませんのでお気を付けてください。

全国各地で複数同じ廃棄物が発生する場合も、1件の契約でOK

通常、産廃処理委託をする際、排出場所が異なる場合は排出場所ごとに契約書を作成しなければなりません。広域認定業者に委託する場合はまとめて1件の契約で良いこととされています。



②CSR活動に繋がる

廃棄物の適正処理・高い再資源化率につながる

広域認定業者は、環境大臣の認定により適正に廃棄処理を行っています。製品の構造等に詳しい者が処理を行うことにより高い再資源化率が期待されるため、自社のCSR活動や広報に活かすこともできます。



③処理料金が安い

廃棄料金が比較的安価に設定されていることが多い

広域認定業者は、廃棄物処理によって利益を得ることは目的としないため、廃棄料金が比較的安価に設定されていることが多いです。(廃棄物処理法施行規則第9条第1項第4号、廃棄物処理法施行規則第10条の3第4号)

Q【質問コーナー】 下取りと広域認定の違いって？

A 広域認定制度と下取りは似ているように思うのですが、どのような時に下取りとなるのでしょうか。

下取りとは、ある製品のユーザーが新しい製品を買う際にそれまで使用していた古い製品を販売業者が引き取る行為のことです。具体的には、右図の①～⑤のすべての条件を満たすとき、本来、製品の購入者が排出事業者になるべきところを、販売業者がその製品の排出事業者となり、その後の処理責任を負うという、廃棄物処理法の特例措置です。但し、右図を見ても分かるように、下取りの条件は非常に曖昧な部分が多く、1つでも運用を間違えると、廃棄物処理法違反となり、ユーザーと販売業者が罰せられることになります。また、自治体によっても運用方法が異なっているため、運用には細心の注意と、行政への確認が必要となります。

下取りは一見便利ですが、大きな落とし穴のある行為であるため、企業のコンプライアンスを実現するためには、広域認定や再生認定等の制度を利用することをお勧めします。

	下取り	広域認定制度
①引渡しのタイミング	新しい製品を販売すると同時に使用済みの製品を引き渡すこと	広域認定制度の対象物であれば、引き渡しのタイミングは問わない
②対象物	同種の製品で使用済みのもの(但し購入する商品のメーカーと、引き渡す商品のメーカーは違って良い。なお、引き渡す製品が購入量と比べて著しく多くないこと。)	広域認定制度の対象物であること
③価格	無償で引渡しすること(取引明細上、「下取り料金」と解釈される項目が無いこと)	基本的には処理委託料金が発生する
④引き渡し時の状態	使用前後で性状が変化していないこと(新しい製品の取扱いとして出せる状態であること。例えば、劣化した溶剤は下取りとは認められない)	基本的に、性状変化についての条件は無いが、詳細は広域認定業者に問い合わせること
⑤その他条件	下取り行為が商慣習として行われていること(例)自動車、カメラ、パソコン等	排出事業者、広域認定業者の間に委託契約が必要

NEXT

次回は、「産業廃棄物の処理委託基準～再生利用認定制度とは～」について解説致します

※本記事の内容は弊社独自の見解を含んでいます。実務に関しては管轄の自治体にご確認ください。